



東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：青森県政記者クラブ》

令和4年10月27日  
国土交通省 東北運輸局

## 一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を行いました。

令和3年12月7日、下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実について、当該事業者から規則に基づく報告があったことから、令和4年1月28日及び3月8日、東北運輸局並びに青森運輸支局が当該営業所に監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、青森運輸支局にて行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：鶴田貨物自動車 株式会社 代表取締役 松山 靖  
(法人番号：7420001008200)  
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬150-1

営業所：本社営業所  
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬150-1

#### 2. 行政処分等年月日 令和4年10月19日

#### 3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（50日車）  
令和4年10月27日から令和4年11月20日まで（2両×25日）
- (2) 文書警告

【裏面に続く】

#### 4. 違反の概要

##### (1) 事業用自動車の使用停止処分

###### ①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

###### ②乗務時間等告示の遵守違反(一運行の勤務時間に係るもの)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

###### ③運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

##### (2) 文書警告

###### ①点呼の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)

###### ②乗務等の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

###### ③初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：村田、佐々木

TEL：022-791-7532